

福祉・介護職員等処遇改善加算についての情報公開

福祉・介護職員等処遇改善加算とは、ご利用者様に直接サービスを提供する職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的に創設された加算です。令和6(2024)年の報酬改定においては、これまでの「福祉・介護職員処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、「福祉・介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ① 令和6(2024)年報酬改定以前の福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ② 福祉・介護職員等処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ③ 福祉・介護職員の処遇改善に基づく賃上げ以外の取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じて外部から見える形で公表すること(見える化)。

上記の要件に基づき、以下に株式会社GIFTEDにおける福祉・介護職員の特定処遇改善加算の取得状況の公開と、職場環境改善の取り組みを公表します。

①福祉・介護職員等処遇改善加算の算定状況

加算の種別	区分
福祉・介護職員処遇改善加算	Ⅱ

②職場環境要件について

資質の向上やキャリアアップに向けた取組	<ul style="list-style-type: none">・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援・より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各種研修(強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修等)・中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
両立支援・多様な働き方の促進	<ul style="list-style-type: none">・職員の事情等状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入・職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度等の整備
やりがい・働きがいの構成	<ul style="list-style-type: none">・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

③見える化について

当該ホームページにて情報公開します。